

■ 認証事業実施要綱 ■

(目的)

第1条 本要綱は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構(以下「認証機構」という。)定款第4条に示す認証事業に関わる事項を定めることを目的とする。

2 認証事業とは、薬剤師に対する生涯教育・研修及びそれらの認定制度の、実施内容・条件等を評価し、基準に適合するものを認証して公表する事業をいう。

(認証の対象)

第2条 薬剤師に対する各種研修・認定制度を実施する法人、団体(以下「実施母体」という。)は「認定制度評価基準」に則り、認証機構の認証を受けることができる。

2 認証機構が認証の対象とする認定制度の種類は以下の通りである。

- ① 生涯研修認定制度(略号G): 薬剤師職能の向上を目的とする各種の研修(講義、実習、遠隔研修など)を企画、実施、及び評価し、成果に対して単位を給付する制度、及び一定水準の生涯研修の記録に基づき成果の認定を行う制度をいう。実施母体を生涯研修プロバイダーと呼ぶ。
- ② 特定領域認定制度(P): 薬剤師の職能を高めるために、生涯研修の中で焦点を絞って、特定分野・領域について適切に計画された学習を修めた成果を認定する制度をいう。実施母体の組織と運営、責任体制、必要な規程類、研修・認定の制度実施条件等については、現行の「薬剤師生涯研修プロバイダー」に求められる要件と同等の要件を満たしていることを原則とする。
- ③ 専門薬剤師認定制度(S): 特定の疾患、診療領域あるいは特定患者領域を対象に、薬学的専門知識を生かして保健、医療(特にチーム医療)、福祉に貢献できる能力を保証し、専門薬剤師として認定を行う制度をいう。
- ④ その他の薬剤師認定制度(E): 特定の能力・適性を持つ薬剤師を認定する制度で、上記の各制度に該当しないものをいう。

(申請)

第3条 認証を希望する実施母体は、定められた申請書様式に沿い、「認証申請の指針」を参照して申請書を作成し、評価に必要な資料を添付の上、認証機構に提出する。なお、申請に到る過程で必要な助言、指導等は、認証機構により随時行われる。

(評価・認証)

第4条 薬剤師認定制度委員会は、提出された認証申請書に基づき、実施母体及び認定制度について評価を行なう。評価結果に基づき、認証担当理事が総括報告書を作成し、理事会の審議に供する。

2 理事会が基準に適合すると認めた場合には、申請された認定制度を認証し、認証状を発行する。
3 基準への適合の評価に際しては、各認定制度の特色を勘案し総合的に判定する。評価に際してはヒヤリングあるいは現場視察を行うこともある。

(同一母体からの別途の申請)

第5条 既に認証を受けた認定制度の実施母体が、新たな認定制度を行う場合には、当該制度に関して別途新たに申請を行なわなければならない。

(認定の他機関への委託)

第6条 第2条2項①に示す生涯研修プロバイダーとして、研修の企画、実施、評価、及び単位の給付までを行ない、認定事業を一定期間、他の既に認証を受けた認定制度の実施母体に依存する形式も可能とする。ただし、申請時に申し出なければならない。

(認定証)

第7条 認証を受けた認定制度の認定証の発給は原則として実施母体が行う。

(申請内容の変更)

第8条 認証時に提出されている各種必要資料の内容に変更の生じた場合には遅滞無く認証機構に届け出ることとする。

(認証の更新)

第9条 認定制度の認証は、初回は3年後に更新し、その後6年ごとに更新する。

2 更新に際しては、実施母体より提出された自己評価報告書に基づき評価を行う。

(経費の負担)

第10条 認定制度の認証申請、追加申請、及び更新、事前の助言指導、現場視察に関して必要な経費、及び認証後の経費は、個別認定制度ごとに、別に定める「認証に関わる経費」に従い、実施母体が負担するものとする。

2 認証機構より認証を受けた認定制度の実施母体は、認証機構の会員規程に従い正会員となることができる。正会員は、「認証に関わる経費」に従い正会員会費を負担するものとする。

(認証後の遵守事項)

第11条 認証を受けた認定制度の実施母体は、制度の説明書、研修の案内書、認定証その他の文書に、「薬剤師認定制度認証機構により認証された制度」であることを記述、あるいはロゴマークにより明示することができる。

2 認証を受けた認定制度の実施母体は、認証機構の定める「認証に当たっての確認事項」を確認しそれを遵守するものとする。

(公表)

第12条 認証を受けた認定制度及びその実施母体の名称は、認証機構のホームページに公表する。

(認証の取消し)

第13条 認証の有効期限を過ぎても更新申請が行われない場合、及び制度運営に関して、認証申請書記載内容と著しく差異の生じた場合、または評価基準に著しく違反する事実が確認された場合、あるいは理由を記した文書により認証の辞退の申し出がなされた場合には、認証を取消し、その旨を認証機構のホームページに公表する。

(改廃)

第14条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

(補則)

第15条 前各条に定めるものの他、認証事業の実施に関して必要な事項は理事会で定める。

附 則

1. この要綱は、公益認定を受けた日から施行する。

別添

認証に関わる経費

1. 認定制度の認証申請、事前の助言指導、現場視察等に関して必要な経費を下記のように定める。
2. 経費額の変更その他必要事項は、社員総会で定める。
3. 申請者は、薬剤師認定制度認証機構よりの経費請求書に基づき必要経費を納入する。
4. 納入された経費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

記

- ① 初期認証経費(申請時にA又はBを申請者が選択)

A契約 ￥300,000

B契約 ￥500,000

注) A、Bの差は年会費算定基準の差

認定証発給数が累計 1,000 枚を越えた後は、実施母体の
申し出によりA契約をB契約に変更する事ができる

- ② 認証後の年会費(認証日の次年度から適用する。正会員として入会した場合は「正会員
会費」となる)

下記アにイを加えた金額

ア 基礎部分 ￥100,000

イ 比例部分

A契約 ￥800 × 前年度認定証発給数

B契約 ￥600 × 前年度認定証発給数

- ③ 更新経費

(初回は3年、以降6年ごと) ￥200,000

- ④ 第5条による追加申請に係る認証経費 ￥200,000

- ⑤ 助言指導料

(ケース・バイ・ケースで考慮) ￥10,000/時間

- ⑥ 現場視察経費 実費

—以上—

認証に当たっての確認事項

認証申請者殿

薬剤師認定制度認証機構

認証申請に当たり次の事項を確認し、遵守してください。

1. **経費** : 認証経費、認証後の年会費、及び更新経費に関しては、最新版の「認証に関わる経費」を参照してください。
2. **認証と更新** : 認証された制度に対しては、認証状を発行し、当機構のホームページに公表いたします。有効期限は6年ですが最初の更新のみ3年後に行います。更新は主として当方からの質問にお答えいただく形式の自己点検報告書に基づいて行います。
3. **認定証にCPCロゴ** : 認証後、貴会が個々の薬剤師に発給される認定証には、当機構から認証を受けている旨を認証番号とともに記載することが出来ます。また、当機構のロゴマーク[®]シール(25×25mm)を、認定証の適当な場所に貼付あるいは印刷してください。貼付する場合はマークをお送りします(無料)。印刷する場合には一辺が14～25mmの正方形になるようにしてください。ロゴマークの Adobe illustrator ファイルを提供します。
4. **研修会に識別番号** : 貴会が単位を付与する研修・学習には個々に識別番号(認証番号を最初の桁に付ける)をつけ、内容に責任を持つことをお願いします。これは当機構が認証した認定制度相互間の学習単位の互換性と、学習内容のトレーサビリティを確保するためです。
5. **受講証明** : 書面、シールなど大きさや形式は自由ですが、実施機関、識別番号、実施日付、単位数などが分かるような受講証明書を受講者に交付してください。これは受講者が研修記録として保存し、認定申請あるいは将来の免許更新の根拠として使用するためのものです。
受講者に交付するシールあるいは受講証明については、認定制度相互間で単位が有効と取り扱われるように、雛形を当機構、及び既存のプロバイダーにお送りください。
6. **認定者数** : 認証後は、貴会の認定証発給数について、一定期間ごとに取りまとめ、受領者の数を当機構へお知らせください。
7. **ご注意** : 認証の有効期限を過ぎても更新申請が行われない場合、及び貴会の制度運営に関して、認証申請書記載内容と著しく差異の生じた場合、あるいは評価基準に著しく違反する事実が確認された場合には、認証を取消し、その旨を当機構のホームページに公表します。